

条例の施行に伴い実施すべき施策 検討資料

No.	帯広市の現状	前回いただいたご意見等	条例制定後の施策の展開方向																																																																												
1	<p>市民の手話の理解及び普及を図るための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校からの要請を受け、総合的な学習の時間において手話講座を開催している。 ・H26年度に市民大学講座と連携した手話講座を実施した。 ・「障害者週間」記念事業の実施 障害者週間（毎年12/3～12/9）を核とする「障害者週間」記念事業を通して、障害者の社会参加促進とノーマライゼーションの広がりと理解を定着させるために、障害者に対する深い理解と正しい認識を持ってもらい、地域住民との交流を図るとともに、共に生きる地域づくりをめざことを目的として実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・H27.12.2（水）～12.9（水）とかちプラザ及び市役所1階市民ホール「パネル展＆作品展示即売会」 ・募集期間H27.12.3（木）～H28.1.29（金）「冬休みポスターコンクール」2月下旬展示会及び表彰式 	<ul style="list-style-type: none"> ・D委員P3：聴覚障害者であることは、普通に接しただけでは分からぬので、そういうことも含めて障害のあるなしに係わらず、共生していくことに対して工夫してほしい。 ・E委員P3：想像もできないような苦しい障害だということをろう者からも発信していかなければ分からぬ。条例ができると交流ができるようになれば理解も深まる。 ・F委員P4：健常者もろう者も垣根なく付き合える環境づくりが必要。一番本当にいいのは、教育の現場から自然にろう者と触れ合える場があるとよい。 ・G委員P4：人にやしいまちづくり推進協議会の活動として、手話やろう者に関する啓発活動を取り組みたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校に積極的に手話講座の開催を呼びかけし、計画的に講座を開催することで、手話の普及啓発を図る。 ・講座の対象を市民や市職員、事業者などに拡大し、手話の使いやすい環境づくりを目指す。 ・「手話は言語である」ことの普及啓発に努め、從来にも増してより一層、ろう者の障害特性に係る理解促進を図る。 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">〔具体的な事業等〕</p>																																																																												
2	<p>手話による円滑な意思疎通ができる環境づくりをするための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成研修会の開催 40回/年 × 2時間 = 80時間 毎週火曜日（夜間）・金曜日（昼間）の2コース 定員各30名 80時間中→8割受講→「手話通訳者養成講座」の受講資格を取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・C委員P3：手話通訳者が足りないということだけではなく、通訳者を育てる指導者の育成も必要。 ・I委員P5：手話に関心を持つもらうことを通して、障害者理解の促進を図り、手話に関心のある方々が継続的に手話と係われる機会ができるとよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ろう者の高齢化による通院機会の増や社会参加機会の増に対応するため、今後も、手話通訳者の育成・確保に努めるほか、「手話通訳者養成講座」の帯広・十勝での開催会場の誘致を働きかけるなど、受講しやすい環境づくりに向けた取り組みについて、調査・研究していく。 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">〔具体的な事業等等〕</p>																																																																												
3	<p>手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の促進を図るための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣事業 【派遣件数の内訳】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>派遣項目</th><th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 生命・健康・医療・保健に関すること</td><td>105</td><td>127</td><td>133</td><td>160</td><td>156</td><td>198</td></tr> <tr> <td>② 司法に関すること</td><td>4</td><td>0</td><td>8</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>③ 児童の教育・保育に関すること</td><td>39</td><td>35</td><td>25</td><td>23</td><td>37</td><td>46</td></tr> <tr> <td>④ 労働と雇用に関すること</td><td>20</td><td>27</td><td>16</td><td>13</td><td>19</td><td>13</td></tr> <tr> <td>⑤ 地域及び住宅に関すること</td><td>13</td><td>13</td><td>12</td><td>15</td><td>14</td><td>9</td></tr> <tr> <td>⑥ 人間関係に関すること</td><td>1</td><td>3</td><td>7</td><td>0</td><td>0</td><td>6</td></tr> <tr> <td>⑦ 文化と教養に関すること</td><td>17</td><td>16</td><td>22</td><td>12</td><td>9</td><td>11</td></tr> <tr> <td>⑧ 社会生活に関すること</td><td>7</td><td>6</td><td>8</td><td>10</td><td>7</td><td>14</td></tr> <tr> <td>⑨ その他</td><td>4</td><td>6</td><td>5</td><td>7</td><td>8</td><td>11</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>210</td><td>233</td><td>236</td><td>240</td><td>250</td><td>308</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・登録手話通訳者数 現在16名 ・登録手話通訳者研修会の開催 2回/年 ・「障害者週間」記念事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・H27.10.31（土）帯広競馬場及びフードバレーとかちマラソンコース「障害者社会貢献活動（おもてなし清掃）」 	派遣項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	① 生命・健康・医療・保健に関すること	105	127	133	160	156	198	② 司法に関すること	4	0	8	0	0	0	③ 児童の教育・保育に関すること	39	35	25	23	37	46	④ 労働と雇用に関すること	20	27	16	13	19	13	⑤ 地域及び住宅に関すること	13	13	12	15	14	9	⑥ 人間関係に関すること	1	3	7	0	0	6	⑦ 文化と教養に関すること	17	16	22	12	9	11	⑧ 社会生活に関すること	7	6	8	10	7	14	⑨ その他	4	6	5	7	8	11	合計	210	233	236	240	250	308	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者の待遇改善等により人材確保に努め、ろう者の社会参加の促進を図る。 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">〔具体的な事業〕</p>
派遣項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																									
① 生命・健康・医療・保健に関すること	105	127	133	160	156	198																																																																									
② 司法に関すること	4	0	8	0	0	0																																																																									
③ 児童の教育・保育に関すること	39	35	25	23	37	46																																																																									
④ 労働と雇用に関すること	20	27	16	13	19	13																																																																									
⑤ 地域及び住宅に関すること	13	13	12	15	14	9																																																																									
⑥ 人間関係に関すること	1	3	7	0	0	6																																																																									
⑦ 文化と教養に関すること	17	16	22	12	9	11																																																																									
⑧ 社会生活に関すること	7	6	8	10	7	14																																																																									
⑨ その他	4	6	5	7	8	11																																																																									
合計	210	233	236	240	250	308																																																																									

他都市における条例施行後の具体的な取組事例

●A市の事例

- 1 手話条例記念フォーラムの開催
- 2 手話講習会の開催
 - (1) 消防署救急隊
救急の基本単語「どこが痛いですか?」「これから病院へいきます」などを学習
ろう者が安心できる
 - (2) 小中学生
将来的な手話の普及、手話に対する偏見の解消
 - (3) 市職員
受付でも手話を使ってくれるようになる
ろう者にとって雰囲気が違って感じることができる
 - (4) 地元スーパー従業員
レジでの対応をロールプレイで行う
ろう者が買い物をしやすくなる
- 2 手話教室の動画のホームページ掲載
初心者向けに基本的な手話を学ぶ内容を掲載
- 3 シンボルマークの考案、作成、配付
少しでも手話が使える人に着用してもらう
ろう者が安心して話しかけられる

●B町の事例

- 1 広報紙に毎月手話のイラストを掲載
- 2 手話ポスターを全世帯に配布

●C市の事例

- 1 庁内職員向けの取り組み
 - (1) 手話研修会の開催
障害福祉担当課29人、新規採用職員21人、窓口対応職員60人、その他各部局ごと
 - 2 市民向けの取り組み
 - (1) 条例制定時に広報紙に特集記事を掲載
 - (2) 「市民手話講演会」の開催
テーマ「手話の魅力にふれる～ろう者がはぐくんできた大切な言葉～」 350人参加
 - (3) 手話を学ぶ市民講座の開催
10月～翌3月まで毎月1回開催 定員15人
 - (4) 市民向け出前講座
市民団体、民生委員児童委員、市内学童クラブ、地区公民館
- ※市民の手話に対する理解への機運が見えたと感じる動きとして、商店街のPRソングの振り付けを担当した市内の高校生のうちの若干名が、手話を自主的に取り入れてくれた事例があった。その後H26.11.23に鳥取県で開催された「全国高校生第1回手話パフォーマンス甲子園」に出場し、第3位の成績をおさめた。

●D市の事例

- 1 市営ケーブルテレビにおける取り組み
手話通訳者による通訳番組を設けた

●E市の事例

- 1 手話学習会に係る取り組み
 - (1) お昼休みを利用した職員向け教室
毎月第2・第4木曜日 12:30～12:50
毎回いろいろな部署の職員が参加 平均15人程度参加
- 2 啓発に係る取り組み
 - (1) 市民向け啓発（出前講座）
地域での自主的に学ぶ機会として、自治会住民学習に「手話講座」を選択課題の一つにいた。
 - (2) 学校関係への啓発
教育委員会を通じて、小・中学校の校長会において「手話学習の取り組み」について依頼
 - (3) 広報紙での啓発
特集～言葉のバリアフリー「手話」を感じて～
毎月「手話を学ぼう」のコーナーで手話を紹介